



<概要>

岩手県の取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に対し、日額 3,000円(身体への接触、長時間の対面作業にあつては 4,000円)の特殊勤務手当(防疫作業手当)を支給する特例措置を定めるもの

1. 背景

- ・北上市臨時外来検査センターの設置(7月15日開設)により、職員(健康増進課)が新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事(検査対象者との対面で行う説明や誘導、検査対象者が使用した物件の消毒作業など)
- ・岩手県では特殊勤務手当に関する条例等を一部改正し、新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した場合の特例を措置(令和2年6月15日施行、同年2月1日遡及適用)

2. 改正理由(目的)

新型コロナウイルス感染症に対処するための作業は、感染するリスクに加え、極めて緊迫した状況下で勤務に当たることによる負担や精神的緊張がある作業であることから、特殊勤務手当の特例を措置する。

3. 改正内容のポイント

(1) 対象作業

対象作業(岩手県の取扱い例)		北上市 (検査センター)
①	病院等において患者等と対面で行う健康管理業務	-
②	感染の疑いのある者の搬送	-
③	検体採取に来た者に対し対面で行う誘導	○
④	検体採取作業及びその補助作業	-
⑤	採取した検体の梱包	○
⑥	検体採取に来た者が使用した物件の消毒	○

(2) 手当額(防疫作業手当)

現行 日額 300円

<追加> **特例 日額 3,000円**

(身体への接触、長時間の対面作業は4,000円)

※手当額は国及び岩手県の特例措置と同額

(3) 予算額(職員人件費影響額)

3,000円/日 × 2名 × 71日 = **426,000円**

(4) スケジュール等

・議案提出 9月通常会議

・施行日 公布日

・適用日 令和2年7月15日(検査センター開設日に遡及)